

都道府県消防設備協会
一般財団法人日本消防設備安全センターの
消防防災福利厚生支援事業会員のみなさまへ

積立年金保険

のごあんない
消防防災設備事業の経営者・従業員のための福利厚生制度です

会社で掛金を負担する
方法と加入者が掛金を
負担する方法が
選べます。

月払掛金は
1口2,000円から
選べます。

従業員

自助努力

老後の生活資金
準備に!

豊かな老後を用意しませんか?

加入後も増口、減口、
払出しなどの手続きが
できます。

加入年数によっては
積立金額が掛金累計額を
下回りますので、
ご注意ください。

社長

福利厚生

役員や従業員の
退職金に!

【ご意向確認のお願い】

拠出型企業年金保険は、自助努力による老後生活資金の準備を主な目的とする保険商品です。ご加入にあたっては、「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに本「パンフレット」をご覧いただき、制度内容、積立金(給付額試算表の内容)、掛金などが自らのご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

また、このパンフレットは、お申込みいただきました後も、大切に保管してください。

問合わせ先

一般財団法人日本消防設備安全センター
(事務代行 日本フェスクサービス株式会社)

電話(03)3591-8121 FAX(03)6273-3585

申込締切日 年2回

平成28年11月10日締切→平成29年1月1日加入(増額)

平成29年5月10日締切→平成29年7月1日加入(増額)

「積立年金保険」ご加入にあたって

特色

- 年金開始は、50歳から80歳までの間で自由に選べます。
- 年金の種類は10年確定年金、15年保証期間付終身年金、5年繰延型10年確定年金があります。
- 加入のパターンは、次の中から自由に選べます。
 - ①会社が掛金を負担し、会社が給付を受ける。
 - ②従業員が掛金を負担し、従業員が給付を受ける。
- 掛金は一括して、事業所の預金口座から毎月自動的に振り替えられます(送金手数料不要)。
- 掛金を個人負担として加入した場合は、制度運営費を控除した額が一般生命保険料控除の対象になります。
- 積立金残高の明細を年1回4月に保険会社より会社または加入者に通知します。

加入資格

一般財団法人日本消防設備安全センターの会員で、消防防災福利厚生支援事業に賛同する消防設備事業者の会員の事業主、役員、従業員で、加入日現在、16歳以上78歳未満の健康で正常に就業している方とします。

〔加入資格の確認〕 積立年金保険のご利用については上記加入資格を満たしている必要があります。
新規加入の方については加入申込書に資格取得年月の記入を、継続加入の方々については加入資格確認書に現在の加入資格の有無の記入を、会員事業所の代表者をお願いしています(加入資格をなくされた方につきましては脱退手続きをお願いします。なお、手続きのない場合は積立年金保険の更改日の前日(平成28年12月31日)をもって脱退となります。加入資格確認書のご提出がない場合も同様です)。

掛金・加入口数

掛金は1口月額2,000円で、その中には制度運営費(掛金1口につき40円)が含まれています。最低加入口数は1口(2,000円)から、事業主負担50口(100,000円)、個人負担50口(100,000円)まで加入・増口できます。

申込方法

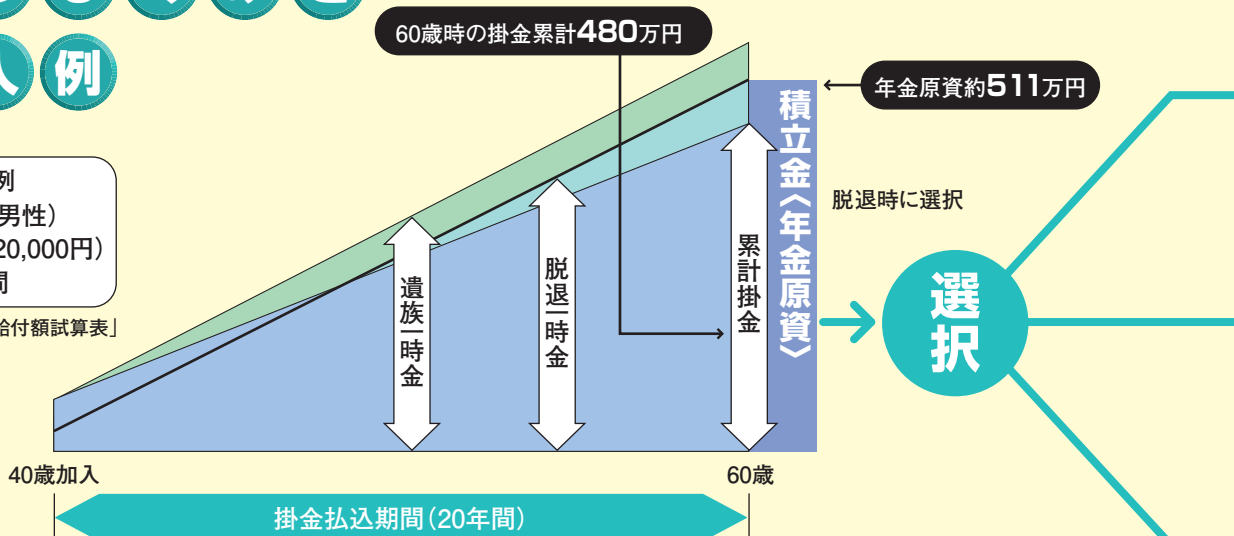
年2回受け付けます。毎年1月1日、7月1日スタートとなるため11月10日、5月10日までに加入申込書、預金口座振替依頼書を提出していただきます。ご希望により保険会社から手続きに伺いますので、ご一報ください。

〔責任開始日〕 平成28年11月10日までに加入申込書をご提出いただいた場合は、平成29年1月1日
平成29年5月10日までに加入申込書をご提出いただいた場合は、平成29年7月1日

制度のしくみと

ご加入例

ご加入の例
加入年齢…40歳(男性)
掛金月額…10口(20,000円)
加入年数…20年間
記載の金額については「給付額試算表」によります。



掛金の払込方法

初回掛金は1月5日または7月5日にご指定の事業所預金口座より、他の制度分の掛金とあわせて自動振替します(送金手数料不要)。2回目以降は毎月5日(休日の場合は翌営業日)に自動振替します。

一時払積立

月払に加入している方は、別途積立金を一時払で増やすことができます。1口10万円単位とし、200口(2,000万円)まで積み立てることができます。申込みは本人よりの送金扱いとなります。この掛金には制度運営費(掛金1口につき1,000円)が含まれています。月払契約のない方は積み立てられません。毎年2回(1月と7月)受け付け、月払と同様の取扱いとなります。

追加加入と増口・一部払込中止・払出し

- 月払は、年2回(1月・7月)追加加入と増口、一部払込中止および払出しができます。
- 一時払は、月払加入者が対象で、年2回(1月・7月)加入できます。
- 掛金払込の一部中止
ご加入者が別表の事由に該当する場合には、お申出により加入口数の一部を払込中止することができます。この場合、払込中止口数分の積立金は中止時には払い出さず積み立てておき、年金または一時金としてお支払いします。なお、月払の最低口数(2,000円)は継続して払い込んでいただきます。
- 払出し
ご加入者が別表の事由に該当する場合、積立金残高の範囲内で積立金を払い出すことができます。この場合、払い出した部分の積立金はご加入者(掛金を事業所が負担の場合は事業所)にお支払いします。なお、掛金につきましては、払い出す前と同額を継続して払い込んでいただきます。

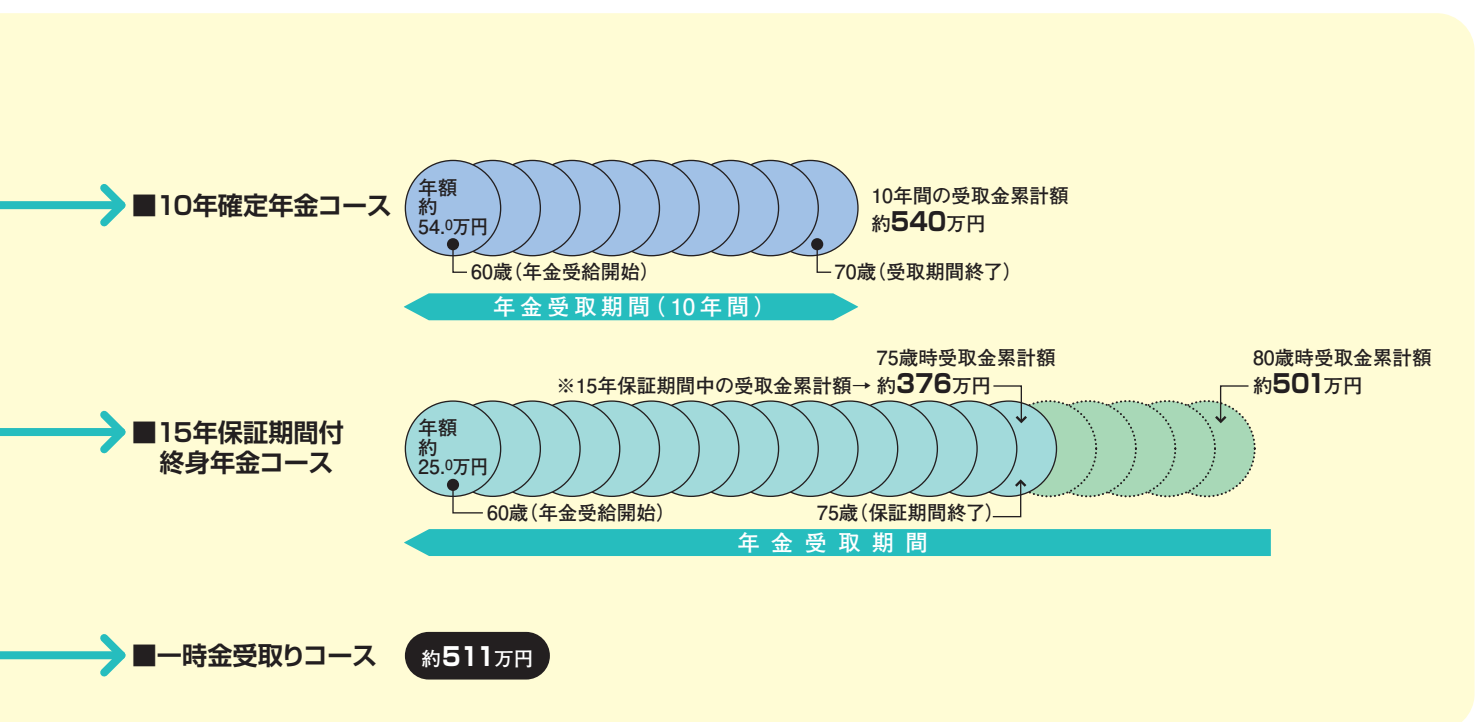
(別表)

(○は該当事由)

	災害	疾病障害	住宅の取得	教育	結婚	債務の弁済	その他、加入者が掛金の拠出に支障がある場合
中止	○	○	○	○	○	○	○
払出し	○	○	○	○	○	○	×

払込満了

掛金の払込みは、満80歳で満了となります。



月払給付額試算表

■掛金10口=2万円の例

加入年数	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	遺族一時金額	基本年金月額		
				10年確定年金	15年保証期間付終身年金(男性)	
					60歳受取開始	70歳受取開始
1年	240,000円	約 231,600円	約 251,600円	約 ー 円	約 ー 円	約 ー 円
2	480,000	465,400	485,400	(4,100)	(1,900)	(2,500)
3	720,000	701,500	721,500	(6,200)	(2,900)	(3,700)
4	960,000	939,900	959,900	(8,300)	(3,800)	(4,900)
5	1,200,000	1,180,600	1,200,600	10,400	(4,800)	(6,200)
10	2,400,000	2,422,200	2,442,200	21,300	(9,900)	12,800
15	3,600,000	3,732,400	3,752,400	32,800	15,300	19,600
20	4,800,000	5,116,800	5,136,800	45,000	20,900	26,900
25	6,000,000	6,580,600	6,600,600	57,800	26,900	34,600
30	7,200,000	8,129,000	8,149,000	71,500	33,200	42,800

一時払給付額試算表

■掛金10口=100万円の例

加入年数	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	遺族一時金額	基本年金月額		
				10年確定年金	15年保証期間付終身年金(男性)	
					60歳受取開始	70歳受取開始
1年	1,000,000円	約 979,500円	約 979,500円	約 (8,600)円	約 4,000円	約 5,200円
2	1,000,000	989,000	989,000	(8,700)	4,000	5,200
3	1,000,000	998,600	998,600	(8,800)	4,100	5,300
4	1,000,000	1,008,300	1,008,300	(8,900)	4,100	5,300
5	1,000,000	1,018,200	1,018,200	(9,000)	4,200	5,400
10	1,000,000	1,070,000	1,070,000	(9,400)	4,400	5,600
15	1,000,000	1,126,400	1,126,400	(9,900)	4,600	5,900
20	1,000,000	1,187,100	1,187,100	10,400	4,900	6,200
25	1,000,000	1,252,100	1,252,100	11,000	5,100	6,600
30	1,000,000	1,321,500	1,321,500	11,600	5,400	7,000

※積立金額(脱退一時金額)、遺族一時金額が掛金累計額を下回る場合があります。

※一時払の遺族一時金額は、脱退一時金額と同額になります。

※月払および一時払の基本年金月額の合計が10,000円未満の場合は、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

※基本年金月額欄の()内の金額は、1万円未満につき、年金にかえて一時金でのお受取りとなることを表しています。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来の支払額をお約束するものではありません。

- (1) 1,447口を常に維持していること。
- (2) 加入者全員の保険料が月払は毎月27日、一時払は1月27日に入金されたものであること。
- (3) 給付額試算表の給付額は、取扱生命保険会社の予定利率(平成28年8月1日現在)にもとづき計算しております。予定利率については、将来変更される場合があります。
- (4) 給付額試算表の給付額に配当金は加算しておりません。
 - ① 毎年の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。
 - ② 決算実績によっては、配当金をお支払いできない年度もあります。
 - ③ 配当金が生じた場合には積立金の積増しに充当されます。
 - ④ 年度途中で脱退された場合は、その年の配当金はありません。

※給付額試算表の15年保証期間付終身年金の基本年金月額は男性の場合であり、女性の場合は若干低くなります。

振替不能による自動脱退

口座振替ができなかった場合には、翌月の振替日に2ヵ月分の掛金を振り替える手配をし、2ヵ月連続して振替えできなかった場合には自動脱退の取扱いとなります。

給付

1. 年金

加入者が加入期間2年以上、かつ満50歳以上で脱退したとき、次の年金を選択して加入者本人が受け取ることができます。また、年金での受取りにかえて一時金で受け取ることができます。なお、月払および一時払の年金月額合計が10,000円未満の場合は、年金にかえて一時金受取りとなります。

- 10年確定年金：加入者の生死にかかわらず、10年間年金が受け取れます。
 - 15年保証期間付終身年金：加入者の生死にかかわらず15年間の年金受取が保証され、それ以降は生存されている限り年金が受け取れます。
 - 5年繰延型10年確定年金：年金原資（積立金）をさらに5年間運用し、5年後から加入者の生死にかかわらず、10年間年金が受け取れます。
- ※保証期間中に年金の受取人が死亡されたときは、残余保証期間、遺族の方が年金を受け取れます（希望により一時金でも受け取れます）。
- ※年金受給中の方が年金の一時払を請求したときは、将来の年金支払にかえて残余保証期間の未支払年金現価相当額が受け取れます。なお、終身年金については保証期間経過後生存されていれば、年金のお支払いを再開します。

2. 脱退一時金（払出しによる支払いを含む）

加入者が加入期間2年未満、または50歳未満で脱退されたとき、脱退一時金額（その時点の積立金額）を加入者本人が受け取れます。

3. 遺族一時金

加入者が年金の受給資格を得る前に死亡されたとき、遺族一時金額（その時点の積立金額に払込中の月払加入者数1口につき2,000円を加算した額）を遺族の方が受け取れます。

※遺族の順位は労働基準法施行規則第42条から第45条に定めるところによります。

記載の受取人は、従業員が掛金を負担し、従業員が給付を受ける場合の受取人です。

配当金について

毎年の決算（12月末）により配当金が生じた場合、払込期間中は積立金の積増しに充当し、年金支払開始後は年金の増額に充当します。

積立年金保険の税務上の主な取扱い

加入のパターン		法人が掛金を負担し 法人が給付を受ける	従業員が掛金を負担し 従業員が給付を受ける
加入者	被保険者	従業員（または役員）	同 左
掛金 拠出	会社負担部分	資産計上	—
	従業員（または役員） 負担部分	—	加入者が払い込まれた掛金から制度運営費を控除した額は、一般生命保険料控除の対象となります。 (所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)
給 付 段 階	年 金	法人は受取額をその都度資産勘定より取り崩すこととなりますが、規定にもとづき退職従業員に年金を支払えば退職年金として損金処理できます。退職従業員は雑所得となります。	従業員が受け取る年金は、雑所得として課税されます。 課税対象額＝その年の年金受取額－ $\left\{ \begin{array}{l} \text{その年の基本年金年額} \times \frac{\text{保険料総額}^*}{\text{基本年金受取額累計}} \\ \text{(基本年金+増加年金)} \end{array} \right\}$ （所得税法第35条、同法施行令第183条） なお、雑所得の課税対象額が年間25万円以上となる場合は、年金のお支払いの都度、引受保険会社で雑所得の源泉徴収をいたします。
	脱退一時金等	法人は受取額を資産勘定より取り崩すこととなりますが、規定にもとづき退職金として支払えば退職給与として損金処理できます。この場合従業員は退職給与となります。	脱退一時金等は、一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。 課税対象額＝(脱退一時金額等－保険料総額*－50万円)×1/2 (所得税法第34条、同法施行令第183条)
	遺族一時金	法人は受取額を資産勘定より取り崩すこととなりますが、規定により死亡退職金または弔慰金として遺族に支払えば損金処理できます。この場合遺族には相続税が課せられます。	相続税の対象となりますが、受取人が法定相続人の場合は、他の生命保険と合算した金額について相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。 (相続税法第3条・第12条)

※保険料総額とは、既払込掛金から制度運営費を控除した額の累計額をいいます。

(注) 上記のお取扱いは平成28年8月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合があります。

なお、平成24年1月1日より生命保険料控除制度が改正されておりますが、この積立年金保険の掛金については改正前の旧制度による保険料として取り扱われます。

個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。



一般財団法人日本消防設備安全センターと生命保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下安全センター）は加入者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日など）〈以下、個人情報〉を取り扱い、安全センターが保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）へ提供します。安全センターは、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続のために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、および業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また、安全センターおよび他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き安全センターおよび生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

その他

- * この制度は、一般財団法人日本消防設備安全センターが富国生命保険相互会社と締結した拠出型企業年金保険契約にもとづき運営します（引受保険会社などは変更することがあります）。
- * 保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など予見しえない事情の変更により、年金額・給付金額等の算定基礎となる基礎率を変更することがあります。その場合には、年金額・給付金額等が減少することがあります。
- * 保険会社の業務または財産の状況の変化により年金額・給付金額等が削減されることがあります。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、年金額・給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください（下記引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております）。

引受保険会社 富国生命保険相互会社 業務部 法人市場グループ
〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング TEL (03) 3593-7427 FAX (03) 3597-5622